

平成27年度「人権に関する市民意識調査」の結果について

本市では、人権を尊重し共に生きる社会をめざして、平成19年に「川崎市人権施策推進基本計画」を、平成27年にはこれを改定した「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

平成12年度以降、より効果的な人権施策推進の基礎資料とするため、5年ごとに市民意識調査を実施してきました。この度、4回目となる平成27年度の調査の結果が次のとおり、まとめられました。

なお、今回は「インターネット上における人権」や「性的マイノリティの人権」などの課題を新たに調査項目として加えて実施しました。

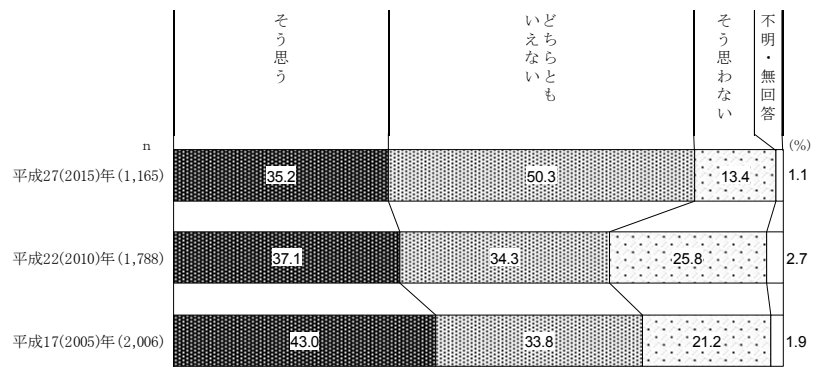
- 1 調査対象 川崎市在住の満20歳以上の2,500人（住民登録がある方）
- 2 抽出・調査方法 住民基本台帳から無作為抽出。郵送配布、郵送回収。
- 3 調査期間 平成27年11月1日（日）～30日（月）
- 4 回収結果 有効回収数1,165件（有効回収率46.6%）
- 5 調査項目 人権侵害を受けた経験や、関心のある人権課題など全29問
- 6 公表方法 4月中に市ホームページに掲載、情報プラザ・区役所等に報告書配架

7 主な調査結果

(1) 人権意識の高まりについて

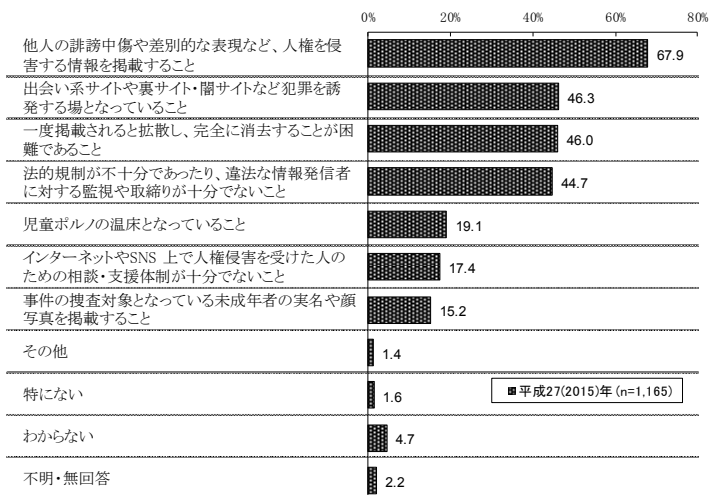
自分自身を含め市民一人ひとりの人権についての意識が10年前（平成17年）に比べて高くなっていると思うかについて質問したところ、「どちらともいえない」が50.3%で最も多く、次いで「そう思う」（35.2%）、「そう思わない」（13.4%）の順となっている。過去の調査と比較すると、「そう思う」が微減し、

「そう思わない」は前回の25.8%から13.4%に半減している。一方、「どちらともいえない」が前回の34.3%から50.3%と16ポイント増加している。



(2) インターネット上における人権について【新規調査項目】

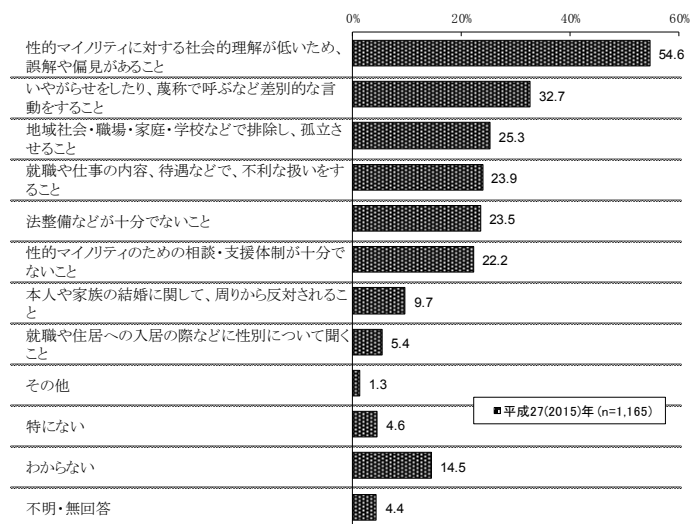
インターネット上における人権について特に問題と思うことについて質問したところ、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が67.9%で最も多く、次いで「出会い系サイトや裏サイト・闇サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」(46.3%)、「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」(46.0%)、「法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視や取締りが十分でないこと」(44.7%)と続いている。



※平成17(2005)年と平成22(2010)年では未聴取

(3) 性的マイノリティの人権について【新規調査項目】

性的マイノリティの人権について特に問題と思うことについて質問したところ、「性的マイノリティに対する社会的理解が低いこと、誤解や偏見があること」が54.6%で最も多く、次いで「いやがらせをしたり、蔑称で呼ぶなど差別的な言動をすること」(32.7%)、「地域社会・職場・家庭・学校などで排除し、孤立させること」(25.3%)、「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いをすること」(23.9%)、「法整備などが十分でないこと」(23.5%)、「性的マイノリティのための相談・支援体制が十分でないこと」(22.2%)と続いている。

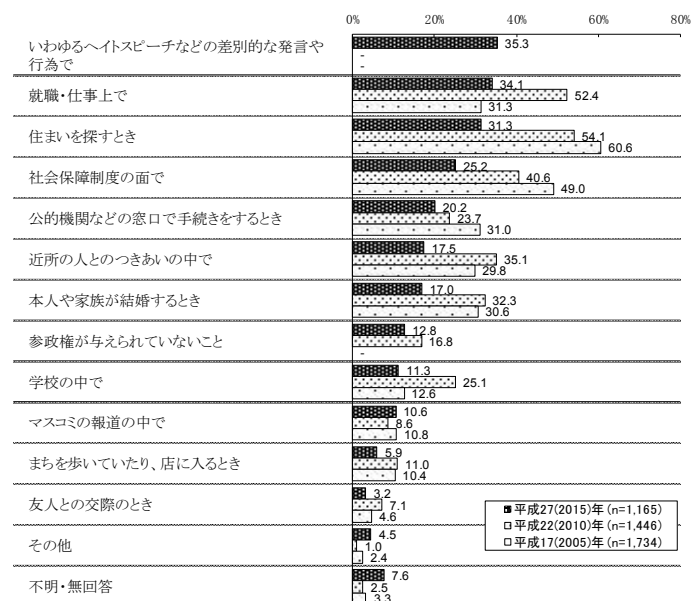


※平成17(2005)年と平成22(2010)年では未聴取

(4) 外国人市民の人権について

外国人市民に対する偏見や差別がどのような場合にあると考えるか質問したところ、「いわゆるヘイトスピーチなどの差別的な発言や行為で」が35.3%で最も多く、次いで「就職・仕事上で」(34.1%)、「住まいを探すとき」(31.3%)、「社会保障制度の面で」(25.2%)、「公的機関などの窓口で手続きをするとき」(20.2%)、「近所の人とのつきあいの中で」(17.5%)、「本人や家族が結婚するとき」(17.0%)と続いている。

※「いわゆるヘイトスピーチなど」は新たに設けた選択肢



※平成17(2005)年と平成22(2010)年では、「外国人市民への偏見や差別がある/あまりないと思う」を選択した回答者へのみ聴取
「-」:平成17(2005)年と平成22(2010)年では未聴取

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

電話 044-200-2316

FAX 044-200-3914